

平成25年5月20日

道路を守るため 「特殊車両取締り」を実施しました！

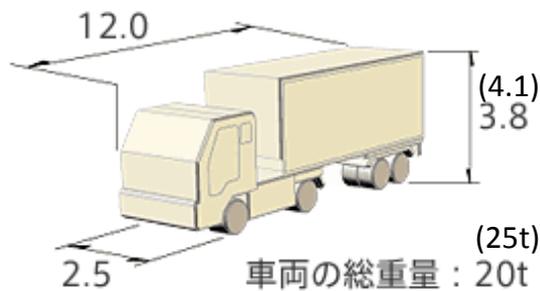
国土交通省長崎河川国道事務所は、国道34号において長崎県警交通機動隊と合同で特殊車両取締りを実施しました。

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）※が車両制限令により定められています。

最高限度を超える車両が道路を通行する場合は、道路法第47条の2に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

国土交通省長崎河川国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両取締り」を警察の協力のもと実施しました。

※道路法の車両制限令（昭和36年7月17日 政令第265号）で定められた大きさや重さ



一般的制限値 [単位：メートル]

但し、（ ）書きは指定道路の場合

特殊車両取締り風景



特殊車両指導取締り結果

- 実施日時：平成25年5月16日（木）10時00分～11時30分
- 実施場所：諫早市多良見町多良見町 国道34号
(交通機動隊敷地内)
- 検査台数：4台（うち、通行許可車両4台）
- 実施機関：長崎河川国道事務所、長崎県警交通機動隊

【お問合せ先】

国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所

技術副所長 田浦 峰星

管理第一課長 門垣 和秀

TEL：095-839-9211